

残高証明【定例発行】〈契約・変更・解約〉依頼書（兼預金口座振替依頼書）の改正について

お客様各位

平素より、千葉信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、残高証明【定例発行】〈契約・変更・解約〉依頼書（兼預金口座振替依頼書）の「約定」について下記の通り改正いたしますのでお知らせいたします。

なお、改正日以前にご契約いただいたお客様にも、改正後の約定が適用されますのでご了承ください。

記

1. 改正日

令和5年4月3日（月）

2. 改正する内容

「残高証明【定例発行】〈契約・変更・解約〉依頼書（兼預金口座振替依頼書）」の「約定」内容を改正

新	現行
①残高証明書の発行にあたっては千葉信用金庫（以下、「金庫」といいます。）所定の発行手数料を、金庫所定の日に引落口座から引落として下さい。	①残高証明書の発行にあたっては千葉信用金庫（以下、「金庫」といいます。）所定の発行手数料を、金庫所定の日に引落口座から引落として下さい。
②手数料の支払い手続きについては当座勘定規定または預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出などいたしませんから、金庫所定の方法で処理して下さい。また、振替済通知および領収書等の発行は省略してかまいません。	②手数料の支払い手続きについては当座勘定規定または預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出などいたしませんから、金庫所定の方法で処理して下さい。 ③振替済通知および領収書等の発行は省略してかまいません。
③この取扱は、届出住所に郵送した残高証明書が転居先不明の事由による郵便物不着の場合は、次回分より停止してかまいません。	④この取扱は、届出住所に郵送した残高証明書が転居先不明の事由による郵便物不着の場合は、次回分より停止してかまいません。また、金庫の都合によりいつでも停止できることとします。
④自動振替の結果、残高不足等により振替不能となった場合は、金庫からの通知により直ちに引落金額分を引落口座に入金します。入金があった場合は、いつ振替をしてもかまいません。入金がない場合は、残高証明書の発行を停止してかまいません。	⑤自動振替の結果、残高不足等により振替不能となった場合は、金庫よりの通知により直ちに引落金額分を引落口座に入金します。入金があった場合は、いつ振替をしてもかまいません。
⑤上記③、④において、発行停止後は、金庫の都合によりいつでも本発行契約を解約できることとします。	(新設)
⑥私/当社からの本発行契約の解約は、証明日の3営業日前までに申し、当該証明日から発行停止することとします。	⑥本発行契約の解約は、証明日の3営業日前までに申し、当該証明日から発行停止することとします。
⑦本件について仮に将来紛議が生じても、金庫に対して迷惑を掛けません。	⑦本件について仮に将来紛議が生じても、金庫に対して迷惑を掛けません。

以上